

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成29年7月20日(2017.7.20)

【公表番号】特表2016-503112(P2016-503112A)

【公表日】平成28年2月1日(2016.2.1)

【年通号数】公開・登録公報2016-007

【出願番号】特願2015-551154(P2015-551154)

【国際特許分類】

C 08 F 2/00 (2006.01)

C 08 F 2/34 (2006.01)

C 08 F 10/02 (2006.01)

C 08 F 4/654 (2006.01)

【F I】

C 08 F 2/00 F

C 08 F 2/34

C 08 F 10/02

C 08 F 4/654

【誤訳訂正書】

【提出日】平成29年6月6日(2017.6.6)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

エチレン重合体を調製する工程であって、

必要に応じて、式 $\text{C}_2\text{H} = \text{C}_2\text{H}_R$ (ここで、Rは水素または1~12個の炭素原子を有する炭化水素ラジカルである)で表される1種以上の-オレフィンと共に、

(i) チタン、マグネシウム、ハロゲンからなり、必要に応じて内部電子供与体化合物(ID)を含む固体触媒成分(cat)、

(ii) アルミニウムアルキル化合物(alk)、及び

(iii) 少なくとも2つの遊離ヒドロキシル基を有するヒドロキシエステルの中から選択された帯電防止化合物(AA)

の存在下でエチレンを重合するステップを含み、

アルミニウムアルキル化合物と固体触媒成分との重量比(alk/cat)が0.80超15未満であり、帯電防止化合物とアルミニウムアルキル化合物との重量比(AA/alk)が0.10を超えており、重量比AA/catは0.05~0.50の範囲内である、工程。

【請求項2】

前記帯電防止化合物(AA)は、モノステアリン酸グリセロールまたはモノパルミチン酸グリセロールである、請求項1に記載の工程。

【請求項3】

他の帯電防止化合物に該当する、式 $R-\text{N}(\text{C}_2\text{H}_2\text{C}_2\text{H}_2\text{O}\text{H})_2$ (ここで、RはアルキルラジカルC12-C18である)で表されるアルキルジエタノールアミンの混合物の存在下で行われる、請求項1又は請求項2に記載の工程。

【請求項4】

気相で行われる、請求項1~請求項3のいずれか一項に記載の工程。

【請求項 5】

カスケード式の複合気相反応器で行われる、請求項 1 ~ 請求項 4 のいずれか一項に記載の工程。

【請求項 6】

流動床気相反応器が相互連結される 2 つの重合区域を有する気相反応器に連結されるか、或いは第 1 流動床気相反応器が第 2 流動床気相反応器に連結される、請求項 5 に記載の工程。

【誤訳訂正 2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 1 4

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 0 1 4】

重量比 A A / a 1 k は 0 . 1 1 以上が好ましく、0 . 1 2 以上がさらに好ましい。重量比 A A / a 1 k は、1 . 0 未満が適切である。